

8 指導監査課・各県事務所関係

参考資料(1) 令和3年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

(単位：件、人)

県名	対象機関	集団指導(注1)		集团的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
		保険医療機関等を対象	保険医等を対象					
青森	医科	139	72	45	1	7		
	歯科	85	5	45	5	5		
	薬局	103	62	50	5	14		
	柔整	9						2
	あはき 訪問看護	12 6						
岩手	医科	141	68	58		10		
	歯科	111	27	46		4		
	薬局	111	73	47	4	23		
	柔整	23						
	あはき 訪問看護	18 18						
宮城	医科	251	183	113	4	40		1
	歯科	195	48	86	14	22		
	薬局	219	122	90	9	48		
	柔整	74			4			
	あはき 訪問看護	63 24						
秋田	医科	131	74	46		9		
	歯科	65	1	36	4	6		
	薬局	75	46	40	8	16		
	柔整	11			1			
	あはき 訪問看護	80 10						
山形	医科	136	70	55	3	17		
	歯科	85	6	41	2	9		
	薬局	117	83	46	4	28		
	柔整	14			1			1
	あはき 訪問看護	7 7						
福島	医科	219	113	66	2	19		1
	歯科	154	29	70	3	22	1	
	薬局	169	102	67	3	29	1	
	柔整	59						
	あはき 訪問看護	26 25						
合計	医科	1,017	580	383	10	102	0	2
	歯科	695	116	324	28	68	2	0
	薬局	794	488	340	33	158	1	0
	柔整	190			6	0	3	0
	あはき 訪問看護	206 90			0 0	0 0	0 0	0 0

【行政措置を受けた保険医療機関等数、保険医等数】

(単位：件、人)

県名	対象機関	保険医療機関等数			保険医等数		
		取消(相当を含む)	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医科						
	歯科						
	薬局						
	訪問看護						
岩手	医科						
	歯科						
	訪問看護						
宮城	医科	1					
	歯科						
	訪問看護						
秋田	医科						
	歯科						
	訪問看護						
山形	医科						
	歯科						
	訪問看護						
福島	医科				1		
	歯科	1				1	
	訪問看護						
合計	医科	1	0	0	0	0	0
	歯科	1	0	0	1	0	0
	薬局	1	0	0	0	1	0
	訪問看護	0	0	0			

【柔道整復師及びあはき師の指導・監査実施状況】

(単位：人、日)

県名	柔道整復師				あはき師			
	個別指導		監査		個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数	柔道整復師数	実施回数	あはき師数	実施回数	あはき師数	実施回数
青森			1	4				
岩手								
宮城	4	3						
秋田	1	1						
山形	1	1	1	5				
福島								
合計	6	5	2	9	0	0	0	0

【保険医療機関等指定状況】

(単位：件)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	11	4	33	84	59	71
岩手	18	13	38	91	59	65
宮城	62	31	74	172	109	140
秋田	16	9	24	83	44	53
山形	11	10	40	70	50	85
福島	25	15	51	135	84	114
合計	143	82	260	635	405	528

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

(単位：件、人)

令和4年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	751	3,579
	歯科	353	957
	薬局	609	2,557
	訪問看護	146	
岩手	医科	766	3,730
	歯科	593	1,341
	薬局	613	2,634
	訪問看護	145	
宮城	医科	1,594	7,464
	歯科	1,043	2,434
	薬局	1,143	6,563
	訪問看護	203	
秋田	医科	674	3,059
	歯科	447	823
	薬局	513	2,481
	訪問看護	87	
山形	医科	784	3,106
	歯科	469	826
	薬局	581	2,053
	訪問看護	83	
福島	医科	1,229	5,317
	歯科	910	1,697
	薬局	879	4,024
	訪問看護	173	
合計	医科	5,798	26,255
	歯科	3,815	8,078
	薬局	4,338	20,312
	訪問看護	837	

【柔道整復師情報】

(単位：件、人)

令和4年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師数	
		協定(注7)	契約(注8)
青森	346	218	128
岩手	319	125	194
宮城	847	332	515
秋田	270	175	95
山形	316	196	120
福島	640	194	446
合計	2,738	1,240	1,498

※施術所の数は、受領委任の取り扱いを届け出している施術所数である。

※柔道整復師の数は、受領委任の取り扱いを行う施術所の管理者が受けた登録記号の内訳である。

【あはき師情報】

(単位：件、人)

令和4年3月31日現在

県名	施術所数	あはき師数
青森	123	125
岩手	144	147
宮城	392	399
秋田	159	159
山形	147	149
福島	355	355
合計	1,320	1,334

※施術所の数は、受領委任の取り扱いを届け出している施術所数である。

※あはき師の数は、受領委任の取り扱いを行う施術所の管理者が受けた登録記号の内訳である。

参考資料(2) 関係用語集

用 語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集団的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査。
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査。
注7 協定	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師。